

地域での子育て支援に積極的な高齢男性が増加

◆定年後の活動として

近頃、「イクメン」と呼ばれる育児に熱心な父親が注目される中、地域の子育て支援に積極的な高齢男性も増えているようです。

◆育児支援の会員組織が増加

これらの高齢男性は「イクジイ」などとも呼ばれ、子育て中の親の支援や孫世代の育成に力を注いでおり、保育園の迎えや子どもの一時預かりなどを頼みたい親と、これらを支援したい人を結ぶ会員組織も増えています。

会員は、会員組織から依頼があれば、時間の許す限り育児支援に関わっていきます。残業などで帰りが遅くなる親に代わって、保育園や学童保育施設に子どもを迎えに行き、親が引取りに来るまで自宅で預かったり、塾や習い事の場所まで送り届けたりしているそうです。

◆講座や講演会も実施

上記のような事業を支援する東京の財団法人によると、2010年度の男性会員は3,535人で、2005年度に比べ約1,900人増えているそうです。提供会員に占める男性の比率は3.0%から4.2%に上がっています。

◆シニア世代の87%が「支援に意欲」

調査会社が実施した「子育てをめぐる世代間関係調査」の中で、地域の子育て支援への参加意向を50~70代の男女780人に尋ねたところ、87%は何らかの支援意思があると回答したそうです。

ただし、希望する誰もが「イクジイ」になれるわけではありません。活動に根気が必要であり、子どもが好きでないと務まりません。自分が向いているのかを確かめたいと、徐々に活動範囲を広げていくことが必要なようです。

雇用・労働をめぐる最近の裁判例

◆「雇止め」をめぐる裁判例

地方自治体の非常勤職員だった女性(55歳)が、長年勤務していたにもかかわらず、一方的に雇止めをされたのは不当であるとして、自治体を相手取り地位確認や

慰謝料(900万円)の支払いなどを東京地裁に求めています。

同地裁は、「任用を突然打ち切り、女性の期待を裏切ったものである」として慰謝料(150万円)の支払いを認めましたが、地位確認については認めませんでした。

この女性は、主にレセプトの点検業務を行っており、1年ごとの再任用の繰り返しにより約21年間勤務していたそうです。(11月9日判決)

◆「過労死」をめぐる裁判例

外資系携帯電話端末会社の日本法人に勤務し、地方の事務所長を務めていた男性(当時56歳)が、接待の最中にくも膜下出血で倒れて死亡した事案で、男性の妻が「夫が死亡したのは過労が原因である」として、労災と認めず遺族補償年金を支給しなかった労働基準監督署の処分を取り消すよう大阪地裁に求めています。

同地裁は、会社での会議後に行われた取引先の接待について「技術的な議論が交わされており業務の延長であった」と判断し、男性の過労死を認めました。

この男性は、お酒が飲めなかったにもかかわらず、週5回程度の接待(会社が費用を負担)に参加していたそうです。(10月26日判決)

◆「震災口実の解雇」をめぐる労働審判申立て

仙台市の複合娯楽施設2店舗で働いていたアルバイトの男女(11人)が、「東日本大震災」を口実とした解雇は無効であるとして、施設の運営会社を相手に地位確認などを求めて労働審判を申し立てました。

今回申立てを行った計11人のほか、同社から解雇された約100人が同様の申立てを検討しているとのことです。アルバイト側の代理人弁護士は「震災を口実とした便乗解雇であり、許されない」とコメントしており、今後の審判の行方が注目されます。

□■ 最近の動き □■□■□■□■□

●大卒者の初任給は20万2,000円(11月16日)

厚生労働省が「賃金基本統計調査」の結果を発表し、今春入社した大卒者の初任給が平均20万2,000円(前年比2.3%増)だったことがわかった。2001年の調査開始以降、20万円を超えたのは初めて。

●年金支給額「特例水準」解消で減額へ(11月24日)

小宮山厚生労働大臣は、国民年金・厚生年金の支給額について、2012年度から段階的に引き下げる方針を示した。1999~2001年の物価下落時に支給額を引き下げない「特例水準」を本来の水準に戻すもの。

●賃金減額実施企業が15.2%に減少(12月1日)

厚生労働省は、今年1~12月に賃金カットを実施または予定している企業が15.2%(前年比7.8ポイント減)だったと発表した。2年連続の減少。ベア・定昇などで賃金を引き上げた企業は73.8%(同0.3ポイント減)だった。調査は従業員100人以上の企業3,163社を対象に実施し、54.7%が回答した。なお、震災で大きな被害を受けた地域の企業は対象外だった。

12月の税務と労務の手続[提出先・納付先]

10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

○労働保険一括有期事業開始届の提出
<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

31日

○固定資産税<都市計画税>の納付<第3期分>
[郵便局または銀行]

○健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]

本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで

○年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出[給与の支払者(税務署)]

○給与所得者の保険料控除申告書<生命保険・損害保険・社会保険>兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出[給与の支払者(税務署)]

当事務所より一言

「イクメン」の次は「イクジイ」だそうです。どんな仕事、支援でも、その人自身がやりがいや満足感を得られるかどうか大切です。

職業生活を充実して過ごす事で、その人の自己成長にもつながっていくのではないのでしょうか。